

- 申請書（押印は不要）
+手数料23,000円分の収入証紙（静岡県収入証紙）
※客室の延べ床面積、有効面積（内法）をそれぞれ算出すること
- 法人の場合、住所、社名及び代表者の証明と役員の氏名、住所
※定款又は寄附行為の写し
※欠格照会（役員全員の氏名、生年月日、住所）
- 配置見取図
※土地のどこに、建物等が建っているか分かるもの
- 各階の平面図（1/100以上）
※上水道の場合、水道メーターの位置を示す
- 地図（現状のもの取得すること）
※1 営業用施設の敷地から、300m以内の主要建物が明示されたもの
※2 営業用施設の敷地から、100m以内に学校、幼稚園、福祉施設等がある場合は、その距離を明示した地図（無い場合も、無いことを示すため添付してください）
- 衛生管理に係る計画書
※静岡県条例に適合した内容であること
- 循環ろ過装置などの概要書（循環ろ過装置を使用している場合）
- 【水道水以外】水質検査成績書
※公的試験機関等が飲用に適すると認められた成績書（1年以内）
- 消防法令適合通知書（原本を提出）
- 建築確認通知書及び建築物検査済証の写し
- 【ない場合】「理由書」 土木事務所に相談のうえ、経緯が明確に示されたもの
(土木事務所との相談年月日を記載のこと)
100㎡未満の建物で、建築確認不要のため
建築基準法施行以前の建物のため、建築確認なし
その他（具体的に）
- 【用途変更不要と判断された場合】 理由書
※用途変更による申請の時には、土木事務所に相談のうえ、なぜ用途変更が不要であるか経緯を記載したもの（土木事務所との相談年月日を記載のこと）
100㎡未満の建築物若しくは建築基準法施行前で建築確認なし
200㎡未満の用途変更
その他（具体的に）



参考

- ※ 延べ床面積 客室から床の間、押入れ、共通の廊下等を除いた面積（浴槽、便所は含む）
- ※ 有効面積 ふとんが敷ける面積（延べ床面積から部屋の便所、風呂を除いた面積）